（別記第１号様式）

 　　 　　 第 号

 　 　　　　年 　月 　 日

 農林事務所長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者

　　　　年度ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業計画申請書

このことについて、別添のとおり計画したので、ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業実施要領第５の１に基づき提出します。

（別記第２号様式）

　　　　年度ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業　事業（変更）計画書

１．事業の目的

２．木製品導入計画表

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施主体 | 名　称：所在地：連絡先： |
| 導入施設名 | 名　称：所在地： |
| 購入製品名 | 購入単価（円） | 購入数量(セット数等） | 事業費（千円） | 負担区分（千円） |
| 県 | 市町村 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 製造予定業者（名称、住所） | 使用樹種 | 事業実施期間 |
| 着手（予定）年月日 | 完了（予定）年月日 |
|  |  |  |  |

３．「ぎふ木育」実施計画表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施時期 | 参加者(学年など) | 参加人数 | 実施内容 | 備考 |
| □今年度（　　　月頃） |  |  |  |  |
| □次年度 | ― | ― | ― | 研修受講予定 |

※　別紙での提出でも可。

※　「森と木と水の環境教育推進事業」により実施する場合は、企画書の写しでも可。

※　第１７ただし書きの場合にあっては、研修実施後に別記第１４号様式を提出し、次年度に「ぎふ木育」を実施後、別記第１３号様式を提出すること。

※　「ぎふ木育ひろば認定要領」第１０条に定める研修を受講する場合は、研修受講後に別記第１４号様式を提出し、次年度に「ぎふ木育」を実施すること。

４．添付資料

①　導入する小中学校等の位置図（数量も記入すること）

②　製品のパンフレット、図面、写真等

③　JIS準拠試験の結果報告書等

④　事業費の根拠となる見積書等

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （別記第３号様式） |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 　　　　年度ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業　事業計画（変更）総括表 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | ○○農林事務所 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 着手予定年月日 |
| 市町村 | 事業実施主体 | 購入木製品名 | 購入数量 | 製造予定業者 | 使用樹種 | 事業費 | 補助額 | 環境教育の内容 |
| 完成予定年月日 |
| 　 | 　 | 　 | （セット数等） | （名称・住所） | 　 | （千円） | （千円） |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|
|  |
|
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|
|  |
|
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|
|  |
|

 （別記第４号様式）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

 　　　　　　 　　　　年 　月 　日

　　補助事業者　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　 農林事務所長

　　　　年度清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金の交付決定について（通知）

　　　　　年　　月　　日付け　　　号で申請のあった　　　　年度清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和５７年岐阜県規則第８号）第５条第１項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第７条の規定により通知します。

記

１　補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、　　　　年　　月　　　日付け　　号で申請のあった　　　　年度清流の国ぎふ森林・環境基金事業とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

２　補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費又は補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

事業名　　　ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業

補助事業に要する経費　　　　　　　　　　　　　　　　円

補助金の額　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費欄のとおりとする。

４　補助事業者は、岐阜県補助金等交付規則（昭和５７年２月２３日岐阜県規則第８号　以下「規則」という。）、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成２４年３月２３日付け環政第７３１号環境生活部長林第７５６号林政部長通知　以下「交付要綱」という。）、その他の補助金等に関する法令（以下「補助金等に係る法令」という。）、岐阜県ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業実施要領、岐阜県林政部所管補助金確認要領、及びその他関係法令等に従わなければならない。

５　補助金交付の条件は、前記４に定めるもののほか、次のとおりとする。

（１）補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び補助事業により設置した施設等に

ついては、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金の交付の目的に

従って使用し、その効率的な運営を図らなければならない。

（２）補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、交付要綱第１２に定める財産

及び適正化法施行令第１３条に定めるその他の財産について、知事が別に定める期間（以下これらの期間を「処分制限期間」という。）内において、知事の承認を受けて処分したことにより収入があったときは、補助事業者に当該収入の全部又は一部を納付させることがある。

（３）補助事業者は、補助事業により設置した施設等が、当該施設等の転用制限基準に該当することとなる場

合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

また、知事の承認を受けて当該施設等を転用又は用途変更した場合は、当該転用等に係る施設等につき

交付を受けた補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならない。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合には知事に協

議することができる。

（４）補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制

限期間内及び転用制限期間内に補助金交付の目的を達することができなくなった場合は、すみやかに知事

に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金の全部又は一部を県に

納付しなければならない。

（５）知事は、補助事業者が知事の付した条件に違反した場合又は間接補助事業者が補助事業者の付した条件

に違反した場合は、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（６）補助事業者は、実績報告（補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第１４条の規定による報告を

いう。以下同じ。）を行うにあたって、該当補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含

まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定による仕入に係る消費税等相当額として控除

できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、その金額が明らかな場合には、

これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（７）補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により該当補助金に係る仕入に係る消費税等相当額

があることが確定した場合には、別紙様式１によりその金額（実績報告において（６）により減税した場

合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額。）等に知事に報告するとともに、該当金額を県に返還しなければならない。

（８）補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠

書類を事業終了の翌年度から起算して５年間備え、整理保管しておかなければならない。

（様式１）

 　　 　　　　　　 　第　　　　号

 　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

 　 様

 　　　　　　　　　　補助事業者

　　　　年度仕入に係る消費税等相当額報告書

　　　　 年　　月 日付け　　　第　　　号により交付決定通知があった　　　　年度清

流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金の交付決定について、同通知の第５（６）の規定に基づ

き、下記のとおり報告します。

 記

１．事業名　　ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業

２．岐阜県補助金等交付規則１４条に基づく確定額

 金　　　　　　　　　円

 （　　　　年　　月　　日付け　　第 号による額の確定通知額）

３．補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額

　 金　　　　　　　　　円

４．消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額

 金 円

５．補助金返還相当額（３－２）

 金　　　　　　　　　円

 （注）１．別紙として、集計表を添付すること。

 ２．その他参考となる書類を添付すること。

（別記第５号様式）

 　　　 　 　　　 第 号

 　　　　 　　 　 年 　 月 　日

 　補助事業者　　様

 　 　　　　　　　　農林事務所長

　　　　年度ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業の計画変更の承認について

　　　　年 月 日付け第 号で申請のあったぎふの木で学校まるごと木製品導入事業の計画変更について、ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業実施要領第９の２の規定に基づき、承認します。

（別記第６号様式）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　第　　　　号

 　　 　　　　年　　月　　日

　　 農林事務所長　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者

軽微変更届（報告）

　　　　　年度ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業について、下記のとおり計画を変更したので、報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
|  事業主体 |  |
|  変更内容 |  |
|  変更理由 |  |
|  変更設計書 |  別添のとおり |

（別記第７号様式）

第　　　　号

 　 　　　　年　　月　　日

　　　補助事業者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　農林事務所長

　　　　年度清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金の交付決定の変更について（通知）

　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で申請のあった清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金の交付決定の変更交付申請については、申請のとおりこれを承認し岐阜県補助金等交付規則（昭和５７年岐阜県規則第８号）第５条第１項の規定により、　　　　年　　月　　日付け第　　　号による交付決定の一部を下記のとおり変更しましたので同規則第７条の規定により通知します。

記

１　変更の対象となった事業内容は当該変更交付申請書記載のとおりとし、その他については、　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号による交付決定通知のとおりとする。

２　補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

 事業名 ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業

　　　補助事業に要する経費　　　金　　　　　　　　円

　　 補　助　金　の　額 金　　　　　　　　円

（別記第８号様式）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　 年　 月　 日

　　農林事務所長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 補助事業者

補助金交付決定前着手届

　　　　 年度ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業について、下記のとおり補助金交付

決定前に着手したいので、別記誓約条項を付し交付決定前着手届を提出します。

 記

|  |  |
| --- | --- |
|  事業実施主体 |  |
|  着手予定年月日 |  　　　　年　　月　　日 |
|  完了予定年月日 |  　　　　年　　月　　日 |
|  交付決定前着手 の理由 |  |

（別記）

　誓約条項

１　補助金交付決定通知を受けるまでの期間内に天災地変等の事由によって実施した事業の損失

を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担します。

２　補助金交付決定通知を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても異議はあり

ません。

３　当該事業については、着手から補助金交付決定通知を受ける期間内においては、計画変更を

行いません。

（別記第９号様式）

　　　　年度ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業　事業実績書

１、事業の目的

２、木製品導入実績

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業実施主　　体 | 購入製品名 | 購入単価 | 購入数量 | 事業費(千円) |  負担区分（千円） | 事業実施期間 |
| 県 | 市町村 | その他 | 着手年月日 | 完了年月日 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

３、添付書類

　　　・完成写真

（別記第１０号様式）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　　 　年　月　日

　補助事業者　　様

　農林事務所長

　　　　年度清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金の額の確定について（通知）

　　　　年　月　日付け第　　号で交付決定した　年度清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和５７年岐阜県規則第８号）第１４条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

１　事　業　名　　　　　　ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業

２　確定した補助金の額　　金　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （別記第１１号様式） |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 　　　　　年度ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業　実績総括表 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  | ○○農林事務所 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 着手年月日 |
| 市町村 | 事業実施主体 | 購入製品名 | 購入数量 | 製造業者 | 使用樹種 | 事業費 | 補助額 | 環境教育の内容 |
| 完了年月日 |
| 　 | 　 | 　 | （セット数等） | （名称・住所） | 　 | （千円） | （千円） |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
|  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
|
|  |
|
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
|
|  |
|

 （別記第１２号様式）

第 号

　　　　年 　月 　 日

農林事務所長　　様

補助事業者

　　　　年度ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業「ぎふ木育」実施報告書

このことについて、下記のとおり「ぎふ木育」を実施したので、ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業実施要領第１６に基づき提出します。

　○「ぎふ木育」実施内容

|  |  |
| --- | --- |
| 実施時期 |  |
| 参加者（学年など） |  | 参加人数 |  |
| 実施内容 |  |
| 備考 |  |

※　木育を実施した様子が分かる写真を添付すること。

※　別紙での提出でも可。

（別記第１３号様式）

第 号

　　　　年 　月 　 日

農林事務所長　　様

補助事業者

　　　年度ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業「ぎふ木育」研修実施（受講）報告書

及び次年度「ぎふ木育」実施計画書

このことについて、下記のとおり「ぎふ木育」研修を実施（受講）し、次年度の「ぎふ木育」実施計画を作成したので、ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業実施要領第１６に基づき提出します。

○「ぎふ木育」研修実施（受講）報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 研修実施（受講）日 |  |
| 講師名 |  |
| 受講者氏名 |  |
| 受講内容 |  |

○「ぎふ木育」実施計画

|  |  |
| --- | --- |
| 実施予定時期 |  |
| 参加予定者（学年など） |  | 参加予定人数 |  |
| 実施予定内容 |  |
| 備考 |  |

　　※　別紙での提出でも可。